

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

静岡県知事 鈴木康友

### 静岡県規則第60号

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

静岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和47年静岡県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資金の種類等)	(資金の種類等)
<b>第4条</b> (略)	<b>第4条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
3 中小企業高度化資金の利率は、年 <u>0.80パーセント</u> とする。ただし、別表第5に掲げる要件に該当する場合は、無利子とする。	3 中小企業高度化資金の利率は、年 <u>1.00パーセント</u> とする。ただし、別表第5に掲げる要件に該当する場合は、無利子とする。
<b>別表第5</b> (略)	<b>別表第5</b> (略)
(1)～(11) (略)	(1)～(11) (略)
(12) 別表第3の2の2の項、3の項若しくは5の項（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、8の項、9の項又は10の項に掲げる事業のうち、 <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</u> （平成17年法律第85号） <u>第5条第2項</u> に規定する認定総合効率化計画に基づき実施するものに係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの	(12) 別表第3の2の2の項、3の項若しくは5の項（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、8の項、9の項又は10の項に掲げる事業のうち、 <u>物資の流通の効率化に関する法律</u> （平成17年法律第85号） <u>第7条第2項</u> に規定する認定総合効率化計画に基づき実施するものに係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
(13)～(24) (略)	(13)～(24) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の第4条第3項の規定は、この規則の施行の日以後の貸付けの決定に係る貸付金について適用し、同日前の貸付けの決定に係る貸付金については、なお従前の例による。